広島県告示第千四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により次のとおり告示する。

令和八年十一月二日

広島県知事　横　田　美　香

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳出の内容	委託をした日（委託期間）
ＮＴＴファイナンス株式会社	東京都港区港南一丁目二番七〇号	令和八年一〇月一五日	通信料金等の集中支払に係る一括請求業務の支出事務	令和八年一二月一日（令和八年一二月一日～令和一一年一一月三〇日）